

環水大水発第 2203315 号  
令和 4 年 3 月 31 日  
(令和 4 年 4 月 一部修正)

別記

殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

### 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律等の施行について

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 59 号。以下「改正法」という。）が令和 3 年 6 月 9 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなった（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 161 号））。

これに伴い、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 162 号。以下「改正政令」という。）、及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 13 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意いただくとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いします。

昭和 54 年 7 月 13 日付け環水規第 108 号環境庁水質保全局長通知「自然海浜保全地区制度の運用について」は改正法の施行日をもって廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

瀬戸内海の環境保全については、その美しさを誇る景勝地、貴重な漁業資源の宝庫としての特殊性に鑑み、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、昭和 53 年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「法」という。）に改正され、総合的な対策が進められてきた。このような取組の結果、瀬戸内海全体では一定

の水質改善等の成果が見られるものの、気候変動による水温上昇等の環境変化とも相まって、瀬戸内海の一部の水域では、窒素やリンといった栄養塩類の不足等による水産資源への影響や、開発等による藻場・干潟の減少等が課題となっている。また、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の問題は、生態系を含む海洋環境に悪影響を与えている。

このため、こうした課題に対応し、瀬戸内海における生物の多様性・水産資源の持続的な利用の確保を図るため、所要の改正を行うこととしたものである。また、第2に詳述する栄養塩類管理に関する規定を追加したことに伴い、目的規定に「生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理」を追加することとした（法第1条）。

加えて、瀬戸内海の環境の保全に当たっては、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることを踏まえる旨、基本理念に追加することとした（法第2条の2第1項）。

これは以下のような事象が顕在化してきたことを受け、気候変動の問題が瀬戸内海の環境保全上、欠いてはならない論点となったことによる。

- ① ノリの色落ちについては、栄養塩類が減少している中、気候変動による水温の上昇により、以前は冬期にあまりみられなかった大型の珪藻が増加するようになり、栄養塩類を巡る競合が起ることで発生
- ② 藻場の減少については、気候変動による水温の上昇により、本来瀬戸内海に生息しているはずの生物が生息できなくなるとともに、藻場の主要な構成植物であるアマモの生育適地でなくなることや南方系の植食性魚類の増加による食害により、藻場の減少・種組成の変化が進行

なお、気候変動による環境への影響としては、水温の上昇以外に、降水量・降水パターンの変化に伴い、例えば、短期間に集中して強雨が降る発生頻度が増加することで急激に多量の汚濁物質の流入が発生すること、また、小雨による河川流量の減少により、瀬戸内海の水質に影響が生じること等が、一部の地域で想定されている。

## 第2 栄養塩類管理制度

瀬戸内海の水質は、これまでの取組が奏功し、一部の海域を除き全体としては一定程度改善（引き続き、富栄養化による赤潮被害の発生の防止が必要。）しているが、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず、これらの課題を同時に解決することが必要な状況である。

今般、創設された栄養塩類管理制度について、法第3条第1項に基づき策定された瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月閣議決定。以下、「基本計画」という。）においては、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、当該制度を活用しながら、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行う旨、記載されている。

### 1 栄養塩類管理計画の策定

関係府県知事は、単独で又は共同して、次に掲げる区域について、栄養塩類（窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物をいう。以下同じ。）を適切に増加させるための海域における栄養塩類の投入、工場又は事業場における汚水等の処理の方法の変更その他の措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）の計画的な実施に関する計画（以下「栄養塩類管理計画」という。）を次の区域に定めることができることとした（法第12条の6第1項）。

- ・法第1節及び法第2節に規定する措置のみによっては生物の多様性及び生産性の確保が困難であり、栄養塩類増加措置の実施が必要と認められる瀬戸内海の海域（以下「対象海域」という。）
- ・対象海域における潮流その他の自然的条件及び排出水の排出の状況に照らして当該対象海域と一体として栄養塩類増加措置を実施することが相当と認められる瀬戸内海の海域（当該府県の区域内に限る。以下「周辺海域」という。）及び陸域（当該府県の区域内に限る。以下「周辺陸域」という。）

なお、制度の細部解説や栄養塩類管理計画の策定に係る検討手順等については、水環境課閉鎖性海域対策室長が別途策定する「栄養塩類管理計画策定に関するガイドライン」に詳しく記載しているので、栄養塩類管理計画の策定に当たっては、当該ガイドラインも参照されたい。

## 2 栄養塩類管理計画の記載事項

栄養塩類管理計画においては、次に掲げる事項を定めることとした（法第12条の6第2項）。

- ① 栄養塩類管理計画の対象とする区域（以下「計画区域」という。計画区域には、対象海域のほか、周辺海域及び周辺陸域を含む。）
- ② 対象海域において栄養塩類増加措置の対象とする物質及び当該物質に係る水質の目標値

「栄養塩類増加措置の対象とする物質」は、栄養塩類の種類ごとに対象海域において増加が必要なものを定めることとし、具体的には地域の実情に応じて窒素及びその化合物又はリン及びその化合物、又はその両方を基本とし、実施可能な範囲において、アンモニア塩、硝酸塩、亜硝酸塩、りん酸塩等細かく定めることとする。また、「水質の目標値」は、項目ごとに対象海域において目標となる物質の量を定めることとし、具体的には地域の実情に応じて窒素又はリンの含有量を基本とし、実施可能な範囲において、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、りん酸態リンのそれぞれの含有量を定めることとする。

- ③ 栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称並びにその実施場所（工場又は事業場にあつては、その名称及び所在地）及び実施方法

栄養塩類増加措置を実施する者としては、工場又は事業場の設置者のほか、水産関係団体、農業関係団体及びダム施設管理者等が想定される。なお、実施に当たっ

ての地域合意は重要であり、栄養塩類増加措置を実施する者との合意のみならず、地域の関係者間で合意の上、決定されることが望ましい。また、「実施場所」は、対象海域の沿岸域に立地する下水処理場や工場、養殖いかだを含む沖合の構造物等が想定される。「実施方法」は、工場又は事業場における汚水等の処理の方法等の変更のほか、漁業者による海域施肥や海底耕耘、関係利水者の了解のもと治水・利水に支障のない範囲でのダムの放流や漁業者・農業者等との連携によるため池のかいぼりなど多様な手段が想定される。実施に当たっては、有効性・実施可能性及び影響を踏まえ、地域の関係者との調整の上、実施方法を定められたい。

④ ②の目標値に関する測定の方法、方法及び頻度

測定の方法についてはおおむね日本産業規格を採用し、既存の海域モニタリング（公共用水域水質測定調査等）を活用するほか、測定の方法及び頻度については水域の利用目的との関連を考慮しつつ、例えば、ノリ養殖場又はその周辺付近においては、養殖を実施する期間に限らずその前後も含めて測定することも適当である。なお、その際、別途行われている測定結果を活用しても差し支えない。

⑤ ④に規定する測定の結果に基づく対象海域の水質の状況についての調査、分析及び評価の方法

具体的には、測定結果に基づき水域の目標に達しているか、水質環境基準に適合しているか否かを判断するため、水域の特性を考慮した複数地点の測定結果を活用した総合的な評価方法や、測定期間中に濁水や異常現象等通常な状態といえない事象が生じているか否かの調査等を行うことについて定めることとする。

⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、栄養塩類増加措置の計画的な実施に関し必要な事項意見聴取・協議の場や実施段階における関係者間の連絡調整・意見交換の場として、法に準拠せず多様な主体が任意に集まる協議会を設置することも想定されるところ、こうした協議会に関する事項等を定めることとする。

### 3 他の計画との調和

栄養塩類管理計画は、基本計画、当該府県知事が定めた府県計画に即するとともに、他の法律の規定による環境の保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこととした（法第12条の6第3項）。「他の法律の規定による環境の保全に関する計画」は、流域別下水道整備総合計画、総量削減計画等とする。従って、栄養塩類管理計画担当部局は、流域別下水道整備総合計画を担当する下水道部局等の関係部局と十分な連絡調整を行うことが適当である。

### 4 目標値の条件

対象海域において栄養塩類増加措置の対象とする物質に係る水質の目標値は、水質環境基準の範囲内において定めなければならないこととした（法第12条の6第4項）。

## 5 栄養塩類管理計画に係る事前評価

栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響に関して、工場又は事業場の排水口の位置、対象海域の水質環境基準、対象海域の現況、対象海域に流入する栄養塩類の量について調査を行うだけでなく、対象海域及び周辺海域の水質の変化の程度及び範囲の将来予測も行い、事前評価することを通じて栄養塩類増加措置により周辺環境への悪影響が生じないようにする必要がある。このため、関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うこととした（法第 12 条の 6 第 5 項）。

## 6 関係者に対する意見聴取・協議

関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内において特定施設を設置する工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見を聴くこととした（法第 12 条の 6 第 6 項）。ここでいう「その他の関係者」は、下水道終末処理施設、計画区域の範囲内の漁業権者、営業上・生活環境上の影響を受ける者等とする。

また、当該栄養塩類管理計画に記載しようとする栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないこととした（法第 12 条の 6 第 6 項）。これは、実際に栄養塩類管理計画に記載された場合、当該栄養塩類増加措置を実施する者に対して、具体的な措置を求めることになるためである。

## 7 関係府県知事等への意見聴取・協議

関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域における栄養塩類増加措置の実施に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないこととした（法第 12 条の 6 第 7 項）。環境保全上関係がある他の関係府県・市町村としては、一般的には、府県の管内の市町村、隣接府県、対岸府県及び当該府県内の市町村等が考えられるが、個々の場合に応じて関係があると認められる府県及び市町村から意見の聴取をされたい。

また、環境大臣は、当該協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこととした（法第 12 条の 6 第 8 項）。「関係行政機関の長」は、農林水産大臣（漁業関係）、国土交通大臣（河川、下水道及び港湾事業関係）等である。

## 8 栄養塩類管理計画の策定の公告及び通知

関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めたときは、府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、法第 12 条の 6 第 7 項に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならないこととした（法第 12 条の 6 第 9 項、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和 48 年総理府令第 61 号。以下「規則」という。）

第 12 条)。

## 9 栄養塩類管理計画の変更

栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的に、計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、順応的な栄養塩類の管理のため必要があると認めるときは、当該栄養塩類管理計画を変更することとした（法第 12 条の 7 第 1 項）。栄養塩類管理計画を変更しようとするときは、当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないほか、法第 12 条の 6 第 3 項から第 9 項までの規定を準用し、これらの規定における手続を踏むこととしている。

ただし、規則第 13 条に掲げる事項については、軽微な変更とし、法第 12 条の 6 第 5 項から第 8 項までの規定を準用しないこととした（法第 12 条の 7 第 2 項、第 3 項、規則第 13 条）。規則第 13 条に定める事項については、次のとおりである。

① 栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称の変更であつて、栄養塩類増加措置を実施する者の変更を伴わないもの（規則第 13 条第 1 号）

法第 12 条の 6 第 2 項第 3 号に規定する「栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称」の変更のうち、当該者の代表者たる個人の交代や当該者の組織の名称変更等、当該者の法人格に変更がなく、かつ当該措置に係る方針に変更がない場合において適用される（組織の整理・統合、合併等により法人格が変更される場合、新たな組織が、以前の栄養塩類増加措置を実施する者と同一の名称を用いたとしても、本規定は適用されない）。

② 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更（規則第 13 条第 2 号）

法第 12 条の 6 第 2 項第 3 号に規定する「栄養塩類増加措置を実施する者」の「実施場所」の変更のうち、例えば、市町村合併や市町村による地番表記の変更等による所在地表記の変更であつて、実際の所在地の変更を伴わない場合において適用される。

③ 法第 12 条の 6 第 2 項第 6 号に掲げる事項の変更（規則第 13 条第 3 号）

法第 12 条の 6 第 2 項第 1 号から第 5 号に掲げるもののほかに、栄養塩類管理計画に定める、栄養塩類増加措置の計画的な実施に関し必要な事項の変更について適用される。

なお、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 15 条第 1 項に基づく公共用水域の常時監視の地点、方法及び頻度にあわせて対象海域の目標値に関する測定の方法及び頻度を変更する場合（調査地点が減少する場合や、これまで水濁法に基づく調査を行っていない地点において新たに調査を始める場合を想定）は、改めて環境大臣への協議は不要と考えられるため、法第 12 条の 6 第 7 項及び第 8 項の規定は準用しないこととすることもできる。

## 10 特定施設の構造等の変更の特例

栄養塩類管理制度に基づき栄養塩類増加措置を実施しようとする工場又は事業場が、当該特定施設の構造等を変更しようとする場合、その許可申請に当たっては、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、事前評価等の手続（法第8条第3項において準用する第5条第3項から第7項まで）があったものとみなし、法第8条に規定する変更許可手続を緩和することとした（法第12条の8）。

栄養塩類管理計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場（以下「計画事業場」という。）から公共用水域に水を排出する者（法第5条第1項の許可を受けた者に限る。）であっても、当該計画事業場に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項（特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の量）を変更しようとする場合、法第8条第1項に基づく許可を受ける必要がある。

ただし、栄養塩類管理計画の策定段階において、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価を実施することになっており（法第12条の6第5項）、当該評価においては、特定施設の構造等の変更を含む栄養塩類増加措置全般の環境への影響に関する評価を実施していることから、特定施設の構造等の変更に関する事前評価を実施しているのと同等の状態であると解することができる。また、栄養塩類管理計画の策定に当たっては、環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長への意見聴取及び策定時の通知、住民等への意見聴取がなされることになっている（法第12条の6第6項及び第7項）。このため、特定施設の構造等の変更にあたって、告示・縦覧、関係府県及び市町村への通知・意見聴取等を改めて行う必要はないものとした。

なお、栄養塩類管理計画の策定段階において、これらの影響についての調査、予測及び評価を実施したものの、「実際には栄養塩類管理計画に定められないこととなった工場又は事業場」というものが出てくる可能性もあるが、本特例の対象はあくまで計画事業場に係る特定施設の構造等の変更に限定することとする。

## 11 水質汚濁防止法の特例

指定地域内計画事業場（水濁法第4条の5第1項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。以下同じ。）についての水濁法第8条の2、第12条の2及び第13条第3項の規定の適用に当たっては、総量規制基準のうち、栄養塩類管理計画に定めた栄養塩類増加措置の対象とする物質による汚濁負荷量に係る部分は適用しないこととした（法第12条の9第1項）。

もつとも、総量規制基準全体を適用しないこととするのは適当ではなく、あくまで栄養塩類増加措置の対象とする物質による汚濁負荷量に係る部分のみを適用しないこととし、それ以外の部分については引き続き水濁法に基づく総量規制基準を適用することとする。具体的には、水濁法第14条第2項及び第3項に基づく排出水の汚濁負荷量の測定・記録、測定手法の届出については、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総

量を把握する観点から、計画事業場においても引き続き実施する必要がある。

今般、栄養塩類管理計画を策定し、栄養塩類増加措置を実施することができることとしたが、水濁法第4条の5において、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量の許容限度である総量規制基準を定める旨が規定されており、個々の事業場の設置者は、水濁法に基づく総量規制基準を超えて窒素及び磷を追加供給することができず、当該基準が特定の海域における栄養塩類の管理の実施の障害となる可能性が想定される。

このため、計画区域において、栄養塩類増加措置の対象とする物質による汚濁負荷量の総量の削減に係る規定の適用を除外することにより、総量規制基準を超えて、計画事業場から排出される排出水の栄養塩類濃度を増加させることを可能（あくまで水濁法に基づく排水基準の範囲内。）とし、各地域の実情に応じた栄養塩類の管理を行えるようにした。

なお、栄養塩類管理計画の変更により指定地域内計画事業場でなくなった指定地域内事業場についての水濁法第12条の2及び第13条第3項の規定の適用に当たっては、当該日から6ヶ月間は、引き続き、総量規制基準のうち、栄養塩類管理計画に定めた対象海域において栄養塩類増加措置の対象とする物質による汚濁負荷量に係る部分は適用しないこととした（法第12条の9第2項）。

## 12 関係府県知事等の協力

関係府県知事は、栄養塩類管理計画の策定及び実施に関して必要があると認めるときは、他の関係府県の知事又は市町村の長に対し、必要な協力を求めることができることとした（法第12条の10）。

栄養塩類管理計画を策定しようとする府県知事は、その策定に当たって事前評価を実施することなどから、計画区域とすることを想定する区域や他の府県の区域において、対象海域に排出される栄養塩類の量や、特定施設の設置の状況、各地方公共団体が行っているモニタリング・調査・研究の状況等を把握する必要がある。また、栄養塩類管理計画の実施や、その後の随時の見直しにおいても、計画区域における公共用水域の水質の状況について、定期的な調査、分析及び評価を行い、事後評価することとなっており、この観点からも対象海域に排出される栄養塩類の量や、特定施設の設置の状況、各地方公共団体が行っているモニタリング・調査・研究の状況等を把握しておく必要がある。

本規定は、栄養塩類管理計画の策定や、その後の順応的な栄養塩類管理の実施のため、他の関係府県知事、特定施設の設置等許可の権限を有する市町村の長に対し、特定施設の設置の状況、下水処理場の季節別管理運転や当該排出水のモニタリング、栄養塩類の管理に関する知見の提供について協力を要請することを想定したものである。

## 13 関係者の協力



栄養塩類管理計画を定めた府県知事及び当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者は、当該栄養塩類管理計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした（法第 12 条の 11）。

栄養塩類管理計画の実施については、想定外の事態が生じる可能性があることを踏まえ、当該府県知事は平時より、栄養塩類増加措置を実施する者と連携・協力体制を構築して、密に連絡・相談を行いながら、何らかの問題が生じた際は、特定施設の構造等の変更等、速やかな対応が必要となる。

本規定は、特定施設の構造等の変更手続に関する迅速な対応や、栄養塩類増加措置等に関する情報提供・相談、栄養塩類の管理に関する協議会への参画等を行うことを想定したものである。

#### 14 科学的知見の充実のための措置

生態系は微妙な均衡を保つことによって成り立っており、陸域の生態系と比較して海域の生態系は科学的に解明されていない事象が多いことから、国は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めることとした（法第 12 条の 12）。なお、科学的知見の集積については、地域の大学や地方環境研究所等の役割も不可欠であり、国と地域の関係者が連携・協力して取り組むことが適切である。

#### 15 法第 12 条の 3 の削除

瀬戸内海における化学的酸素要求量の総量削減基本方針に係る規定（法第 12 条の 3）を削除する一方、水濁法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 4 条の 2 の表中、化学的酸素要求量の項において、法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海の海域及び法第 5 条第 1 項に規定する区域を追加し、瀬戸内海における化学的酸素要求量についても、法ではなく水濁法第 4 条の 2 第 1 項に基づき、総量削減基本方針を定めることとした。なお、改正前後で規制の範囲は変更されない。

#### 16 指定物質の定義の改正

今般、磷が栄養塩類増加措置の対象として法に規定されたことから、これを削減の対象である指定物質の定義から削除し、「富栄養化による生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質」として規定することとした（法第 12 条の 3 第 1 項）。なお、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和 48 年政令第 327 号）第 5 条は改正しないことから、実態上指す物質は、従前のおり、「磷及びその化合物並びに窒素及びその化合物」である。

### 第 3 自然海浜保全地区の指定対象の拡充

湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域ごとの実情に応じた対策については、栄養

塩類をはじめとした水質の管理のほか、生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要な藻場・干潟・浅場等の保全・再生・創出、底質の改善等を同時並行で実施することが適切である。

基本計画においては、沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の自然環境について、当該制度も含む保護地域制度を用いて適正な保全等を図ること、また、複数の保護制度の併用、生物の生息環境の整備等、取り得る保全策が複数存在する場合には、相互に連携・調和し、制度として補完し合うことが適当であること等、記載されている。

#### 1 指定対象の主な類型

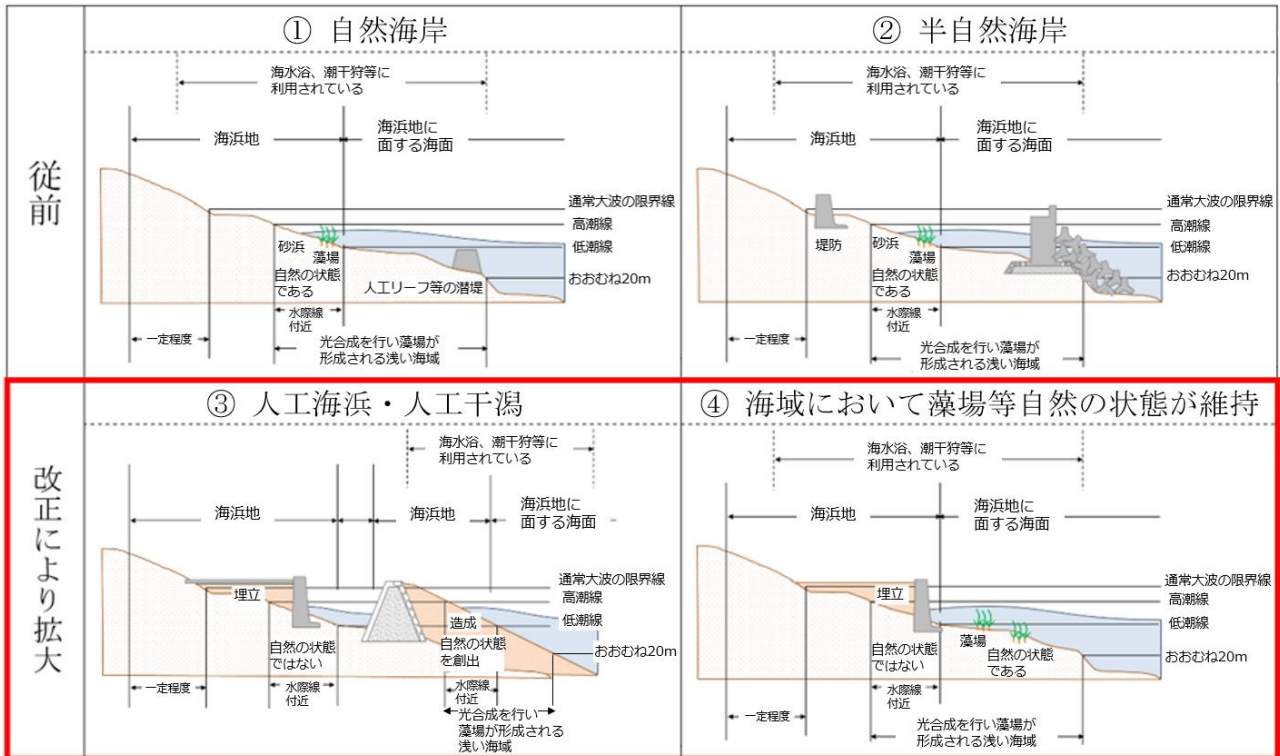
自然海浜保全地区の指定要件の1つは、「水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの」とされていた。本要件には明示されていないものの、藻場も指定対象に含まれると考えられるところ、今般、これを明確化するとともに、藻場が必ずしも水際線付近に存在するわけではなく、その水深がおおむね20メートルを超えない海域において存在していることに対応する改正を行った。具体的には、水際線付近が自然の状態ではない、あるいは、水際線付近ではない海域に存在する藻場等も指定対象に含めるため、自然海浜保全地区の指定対象の要件について、「水際線付近又はその水深がおおむね20メートルを超えない海域において」とすることとした。

また、自然海浜保全地区の指定対象に、損なわれた砂浜、干潟、岩礁、藻場、浅場等を再生し、又は新たにこれらを創出したものを追加することとした（法第12条の13第1号）。

なお、「藻場」の定義について、既存の法令上、必ずしも明確でなかったこと、また、例えばアマモ場などで冬季に藻類が枯死している場合であっても、季節性を考慮せず継続して指定することの妥当性を確保する観点から、上記の規定を用いている。

これらの措置により、改正後の本条においては、主に以下の4つを指定対象とすることとする。なお、①、②については、従前においても対象に含まれると解される。

- ① 人工によって改変されない（ただし、潜堤を除く。）で自然の状態を維持している海岸及び海面、いわゆる自然海岸
- ② 道路、護岸、離岸堤、テトラポット等の人工構造物で海岸の一部に改変が加えられているが、水際線付近つまり潮間帯において人工によって改変されておらず、自然の状態が維持されている海岸、いわゆる半自然海岸
- ③ 水際線付近ではない区域において人工によって砂浜を造成し、新たに「水際線付近」を形成してそこで自然の状態を再生又は創出している、いわゆる人工の海浜・干潟
- ④ 上記①から③によらず、20メートル以浅の浅い海域において藻場等が分布し自然の状態が維持されているもの



## 2 制度運用の基本的考え方

自然海浜保全地区については、現時点で沿岸 11 府県中 9 府県において計 91 箇所の指定がなされているが、平成 5 年を最後に新たな自然海浜保全地区の指定がなされていない状況である（令和 4 年 3 月現在）。当該地区の新規指定については、瀬戸内海が、元来有している美しい自然と人の営みが古くから共生してきた、まさに「里海」らしい場所であったという原点に鑑み、自然と人の生業が近接した里海らしい風景、藻場・干潟、浅場といった瀬戸内海の生態系のゆりかごともいえる生物多様性の保全上重要な場を保全し、また、過去に損なわれたものについては再生させることを念頭に、積極的に検討されたい。

なお、その際、第 5 次環境基本計画に示された地域循環共生圏の構築やそのための森・里・川・海のつながりに配慮しつつ地域における里海づくりを進めるべく、また、国内においても検討が進む、民間等の取組により保全が図られている地域や保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域（OECM）の認定に係る動きについても、意識して取り組むことが適当である。また、令和 3 年 6 月の G 7 首脳会合における「2030 年までに各国の陸地及び海洋の少なくとも 30% を保全又は保護することを目指す」との国際合意（30by30）や、気候変動、海洋プラスチックごみ問題といった国際的な潮流も意識し、価値観を共有して当該制度を運用することが求められる。

更に、当該制度は、地区指定することが目的ではなく、指定した場所の適切な保全、維持管理や適切な利用が確保されることが重要である。保全状況等については、経年的（基本的に毎年）に指定地区の状況を把握するとともに、定期的（おおむね 5 年を目

途) にその状況を取りまとめ、府県の審議会や湾・灘協議会に報告するなど、外部の有識者に対し積極的にその状況を公開することが望ましい。

### 3 指定に当たっての留意事項等

今般の法改正により新たに指定対象が拡充されたことや、これに先立つ令和2年3月中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」の記述も踏まえ、自然海浜を保全する視点のみならず、人々の交流の場、地域による保全活動の場等の新たな視点でも新規指定の候補地を検討することが望ましい。具体的には、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域の生業やそれに取り組む人々の姿が印象的な漁村の風景、地域の保全活動等を象徴する生物などといった、地域の持つ特有の魅力を再評価したうえで、多様な関係者の参画による活性化や持続可能なツーリズムへの展開等、更なる副次的な効果をもたらすことも視野に入れ、より広範かつ柔軟に指定することが望ましい。

このため、それぞれの指定地区における地域の保全状況、利用の状況、到達路の確保等の指定要件に係る事項や、指定地区やその周辺における生物の生息状況、生態系等について定期的かつ経年的な把握を行い、指定要件に係る事項の全部又は一部が変化した場合には、地区の拡張、解除等必要な区域の見直しを行うものとする。なお、自然海浜保全地区の指定に当たっては、その適正な運用のため、従前からの取扱いも踏まえ、下記事項に留意が必要である。

#### ① 自然海浜保全地区の指定要件

自然海浜保全地区の指定要件は、法第12条の13に定めるとおりであるが、具体的には次によるものとする。

##### (1) 対象となる地域

法第2条第1項に規定する瀬戸内海の内海及びこれに面する海面であること。

##### (2) 地域の状況

(ア) 潮間帯（高潮時の水際線と低潮時の水際線の間にある帯状の部分をいう。

以下同じ。）の全ての部分若しくは大半の部分又は水深がおおむね20メートルを超えない海域において、砂浜、泥浜、干潟、岩礁、藻場、浅場等の自然の状態が維持されていること（過去に損なわれた自然の状態が再生されたもの、又は新たに創出されたものも含む。）。

(イ) 潮間帯に接する海浜地及び海面並びに水深がおおむね20メートルを超えない海域のうち、当該地域の利用の状況に応じて必要とされる範囲において、

(ア)と同様の状態が維持されていること。

##### (3) 利用の状況

海水浴、潮干狩、自然観察等のレクリエーションの場として不特定多数の者による反復的かつ継続的利用が行われており、利用の見通し、土地利用の将来計画等からみて将来にわたってその利用の場に供されることが適当と認められること。

##### (4) 到達路の確保

当該地域への通常的手段による到達路が確保されていること。

## ② 区域の設定

- (1) 自然海浜保全地区の区域設定の基本的考え方は、次のとおりとする。
  - (ア) 海水浴、潮干狩、自然観察、保全活動等の現況に基づき、これらの活動が行われている区域を基本とすること。
  - (イ) 好適な利用を保持するうえで一体として保全することが適当な地域を必要に応じて含めるものとする。ただし、専ら農用地、工場敷地等に利用されている区域及び境界部分における道路等の敷地は含めないものとする。
- (2) 自然海浜保全地区の区域は、次に掲げる線のうち適切なものを用いて設定するものとする。
  - (ア) 護岸、道路等人工構築物の設置されている線
  - (イ) 農用地、住宅地との境界等土地利用状況の変化する線
  - (ウ) 地形界、植生界による線
  - (エ) 土地所有別境界による線
  - (オ) 他の法律、条例に基づく地域、地区等の境界による線
  - (カ) 見通し線、方角表示線等の直線（起点が明確な場合に限る）、等高線、等深線、水際線からの距離表示線等
- (3) 自然海浜保全地区の区域の設定に当たっては、次に掲げる区域を含まないものとするほか、これらの区域として指定される予定が明らかである地域、船舶が通常航行し又は停泊する水域等を避けるものとする。
  - (ア) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項に規定する保安林（同項第 10 号及び第 11 号に係るものに限る。）の区域
  - (イ) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域
  - (ウ) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 56 条第 1 項に規定する河川予定地の区域
  - (エ) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設（公園又は緑地に限る。）の区域及び同法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域
  - (オ) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区の区域

## ③ 指定に当たっての調整等

- (1) 自然海浜保全地区の指定又は区域の拡張をしようとするときは、自然海浜保全地区制度担当部局は、あらかじめ、港湾担当部局、農林水産担当部局、都市計画担当部局、海岸担当部局、自然保護担当部局、商工担当部局等、府県内の関係部局と連絡調整を行うとともに、関係市町村と協議するものとする。

- (2) 国有林野について自然海浜保全地区の指定又は区域の拡張をしようとするときは、あらかじめ当該国有林野を管轄する森林管理署と連絡調整するものとする。
- (3) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項に規定する港湾区域、同条第 4 項に規定する臨港地区又は同法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域について自然海浜保全地区の指定又は区域の拡張をしようとする場合であって港湾管理者が関係市町村以外である場合には、港湾管理者と協議するものとする。
- (4) 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 2 条に規定する港の区域又は海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）第 40 条第 1 項第 1 号に規定する航路の周辺の海域について自然海浜保全地区の指定又は区域の拡張をしようとするときは、当該海域を管轄する管区海上保安本部の長と連絡調整するものとし、これら海域以外の海域について自然海浜保全地区の指定又は区域の拡張をしようとするときは、その旨を当該海域を管轄する管区海上保安本部の長に通知するものとする。

#### 4 行為の届出等に係る留意事項等

自然海浜保全地区においては、府県の条例で定めるところにより、工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為を行おうとする場合、事前に必要な届出をさせることとなっている。ただし、事案の性質によっては、当該届出の対象外とするなど、その適正な運用のため、従前からの取扱いも踏まえ、下記事項に留意が必要である。

##### ① 届出対象行為

届出対象行為について、府県の実態に応じて必要な行為を定めるものとする。例えば、「建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること」、「土地（海底を含む。）の形質を変更すること」、「鉱物を掘採し、又は土石を採取すること」といった行為のほか、必要があると認めるときは、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがある行為を想定している。

##### ② 届出の適用除外となる行為

届出の適用除外となる行為について、府県の実態に応じて必要な行為を定めるものとする。今般の法改正により、海域における指定が推進されることに鑑み、新たに「漁港漁場整備法に基づく漁港漁場整備事業のうち、環境保全上の見地から必要な活動、例えば、藻場・干潟等の再生・創出など生物の多様性及び生産性の確保のために行う活動」についても規定することが適当である。このほか、従前からの取扱いも踏まえ、次に掲げる行為を想定している。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は災害復旧のために必要とする行為
- (2) 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設に関する工事に係る行為
- (3) 森林法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する治山事業の施行に係る行為

(4) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良に関する港湾工事に係る行為、都市計画法第11条第1項に規定する都市施設（同項第2号に掲げるものに限る。）の整備に関する都市計画事業の施行に係る行為その他自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に資する行為で府県において定めるもの 等

③ 国の機関、地方公共団体等の特例（通知をもって届出に代える法人）

国の機関、地方公共団体その他府県において定める法人が行う行為については、①の対象である場合、従前からの取扱いも踏まえ、事前の届出を要しないこととする。この場合において、これらの機関は、その行為の内容をあらかじめ知事に通知することで足りるものとする。なお、府県において定める法人としては、公社、公団、事業団、港務局等特別の法律により設立された法人であって国の機関及び地方公共団体と同様に通知をもって届出に代えることが適当なものを想定している。

④ 他法令に基づく許可等の手続との調整

自然海浜保全地区内における行為の届出又は通知と他法令に基づく許可申請等との手続の重複を避けるため、知事に対して他法令に基づく許可申請等があったときは、届出又は通知があったものとみなすことが適当であり、例えば、次に掲げる行為を想定している。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許、同法第13条の2（同法第42条第3項ただし書前段の規定において準用する場合を含む。）の規定による許可及び同法第42条第1項の規定による承認
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可
- (3) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可及び同法第39条第4項の規定による協議
- (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項又は第56条第1項の規定による許可、同法第38条の2第1項若しくは第4項又は第56条の3第1項の規定による届出、同法第38条の2第9項又は第56条の3第3項の規定による通知及び同法第37条第3項（同法第56条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定による協議
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5の規定による認可
- (6) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条の規定において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (7) 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可及び同法第10条第2項の規定による協議
- (8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可
- (9) このほか、法令の規定に基づく許可、免許、認可、承認、届出、通知又は協

## 5 勧告等に係る留意事項等

### ① 勧告又は助言

- (1) 法第12条の14に規定する勧告又は助言は、別途、関係府県の条例に定めることで効力を持つものである。当該自然海浜保全地区の保全及び適正な利用の確保を図ることを目的として行われるものであり、当該地区の実態を踏まえ、その行為が当該地区の保全及び適正な利用に支障を及ぼすか否かを判断し、必要な場合において勧告又は助言を行うものとする。
- (2) 勧告又は助言の内容は、将来にわたって当該地区を保全し、適正な利用を確保するために必要な限度における、届出に係る行為の中止又は内容の変更、代替措置の実施等である。
- (3) 勧告又は助言を行おうとする場合において、当該勧告又は助言が船舶の交通の安全、海上災害の防止その他海上保安業務に関するものであるときは、あらかじめ当該勧告又は助言に係る海域を管轄する管区海上保安本部の長と連絡調整するものとする。

### ② 意見

4③において、国の機関、地方公共団体その他府県において定める法人が行う行為については、事前の届出を要しないこととしているが、この場合であっても、必要な場合は、5①の(1)及び(2)に準じて、その通知をした者に対して意見を述べることができる旨、条例に定めることが適当である。

## 第4 漂流ごみ等の除去等

きれいで豊かな海の実現には、海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応も重要である。また、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、我が国が提唱しG20首脳間で共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、海洋プラスチックごみに関するグローバルビジョンとして、「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」とされている。

内海である瀬戸内海における海洋プラスチックごみの大半は国内由来であることを踏まえ、基本計画においては、主要な発生源の一つである内陸地域を巻き込み、また、府県域を越え官民その他関係者が広く連携して取り組むこと、瀬戸内海地域でも海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ問題に取り組むため、関係府県においてまずは海洋プラスチックごみ削減に係る取組目標を設定し、これを踏まえて除去、実態把握や発生抑制を行うこと等、記載されている。

### 1 漂流・海底ごみに加え、漂着ごみや海岸に散乱するごみを明示

従前、「漂流ごみ等」の対象として、瀬戸内海の海域において、漂流し、又は海底に存するごみ等を規定していたが、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律



(平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物等処理推進法」という。)においては、海岸に漂着したごみや海岸に散乱しているごみも含め「海岸漂着物等」の回収・処理等を対象としている。これまでは、海岸漂着物等処理推進法第 13 条第 1 項に基づく基本方針に基づき、府県における地域計画の策定、回収・処理等の関係府県と連携した取組を促進してきたところであるが、今般の法改正に併せて、漂着ごみや海岸に散乱するごみについても明示し、これを本条においては「漂流ごみ等」とまとめて規定することとした(法第 16 条の 2)。

## 2 漂流ごみ等の除去に加え、発生の抑制を明示

瀬戸内海においては、内海であるという性質もあり、関係府県域から排出されたごみがほぼそのまま関係府県の沿岸域に漂着して海洋環境に悪影響を与えており、漂流ごみ等について、除去のみならず、発生自体を抑制する抜本的な対策の必要性が高まっている。このため、国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流ごみ等に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるよう努めることとした(法第 16 条の 2)。

今般新たに「発生の抑制」を追加したことから、沿岸地方公共団体のみならず、内陸地方公共団体も含め広域的な連携の下、漂流ごみ等の発生の抑制に一層取り組まれない。また、漂流ごみ等の除去・発生抑制対策の推進に当たっては、沿岸域に影響を及ぼす内陸の自治体のみならず、湾・灘内の潮流により相互に影響を及ぼす沿岸域の各自治体等、府県域も越えて地域が一体となり、協働して推進することが必要である。

なお、実際の運用に当たっては、国と地方公共団体との間や地方公共団体間の協議・連携の下、国立公園、自然海浜保全地区等の重要地域における海岸漂着物の回収・処理事業が重点的に行われるよう海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画に適切に位置付けつつ、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他必要な措置に関する施策を円滑に実施されることが望ましい。

## 第 5 施行期日等

### 1 施行期日

改正法、改正政令及び改正省令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

### 2 経過措置

法第 12 条の 3 の削除、水濁法施行令第 4 条の 2 の改正により、新たに指定地域内事業場となる工場又は事業場のうち、従前より窒素又は磷に係る総量規制がかけられていたものにおいては、6 ヶ月間の猶予期間を置く必要はないことから、該当する工場又は事業場について、水濁法第 13 条第 4 項の規定を適用しないこととした(改正

政令附則第 3 条第 2 項)。

また、水濁法第 13 条及び第 22 条第 2 項の規定により施行日前にした命令については、なお従前の例によることとした (改正政令附則第 4 条)。

## 【別記】

京都府知事  
大阪府知事  
兵庫縣知事  
奈良縣知事  
和歌山縣知事  
岡山縣知事  
広島縣知事  
山口縣知事  
徳島縣知事  
香川縣知事  
愛媛縣知事  
福岡縣知事  
大分縣知事  
京都市長  
大阪市長  
堺市長  
神戸市長  
岡山市長  
広島市長  
北九州市長  
豊中市長  
吹田市長  
高槻市長  
枚方市長  
八尾市長  
寝屋川市長  
東大阪市長  
姫路市長  
尼崎市長  
明石市長  
西宮市長  
奈良市長  
和歌山市長  
倉敷市長  
呉市長  
福山市長

下関市長  
高松市長  
松山市長  
大分市長